

# SPBXサービス契約約款

平成17年3月15日制定

平成17年4月14日改定

平成17年6月14日改定

平成18年8月21日改定

## 第1章総則

### 第1条(約款の適用)

北海ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は、SPBXサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、当社が提供する下表サービスを、この約款による利用契約を締結して頂いた申込者に対し提供します。

SPBX CONNECT	MY HOTLINE
SPBX EXCHANGE	JAPAN HOTLINE
SPBX CENTREX	CHINA HOTLINE

### 第2条(約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更することがあり、この場合の提供条件は、変更後の約款によることとします。
2. 約款の変更は、当社ホームページでその旨を提示するものとし、掲示した時点で約款の変更の効力が生ずるものとします。

### 第3条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行う為の機器、線路及びその他の電氣的設備
協定事業者	当社と協定している電気通信事業者
IP 電話機	電気通信設備に接続使用する端末機器又は端末にインストールされたソフトウェア
内線番号	当社が、端末機器に割り当てた内部番号
着信番号	当社が、端末機器に割り当てた外部番号

## 第2章提供するサービス及び提供範囲

### 第4条(提供するサービス)

当社が約款に基づいて提供するSPBXサービス(以下、「本サービス」といいます。)の内容は、当社が所定の方法で別に定める料金表(以下、「料金表」といいます。)のとおりです。

### 第5条(提供範囲)

1. 当社は、約款に基づき本サービスの利用を希望する者(以下、「契約者」といいます。)に対し、本サービスを提供するものとします。契約者は、当社が指定したIP電話機等でのみ本サービスを利用できることをあらかじめ了承するものとします。
2. 本サービスを利用できるのは、以下の範囲とします。
  - 契約者と本サービスを利用する他の契約者との送受信
  - 契約者と協定事業者または他の電気通信事業者の電話サービスの利用者との送受信本サービスは、インターネットを経由して通話ができるサービスです。通信状況によっては音質が悪くなったり、切断されたりする可能性があります。

### 第3章利用契約

#### 第6条(利用申込の方法)

契約の申込をする場合は、当社指定利用申込書(以下、「申込書」といいます)に記載する方法によります。

#### 第7条(最低利用期間)

契約の最低利用期間は、1ヶ月間とし、その起算日は、利用開始日とします。

#### 第8条(利用前の準備)

契約者は、本サービスを利用するために必要なIP電話機等及び端末設備及び電気通信設備、通信回線、その他サービス利用に必要なすべての環境を自己の責任と負担をもって準備するものとします。

#### 第9条(利用申込の承諾)

1.当社は、契約の申込があったときは、原則として申込を受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

2.当社は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。また、契約締結後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、契約者の了解を得ないで契約を解除することがあり、契約者は承諾するものとします。

契約者が本サービスの利用開始を希望する日までに、当社が本サービスの提供を出来ない場合。

契約者が当該申込に係る契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

契約者が第28条(提供の停止)第1項各号の事由に該当するとき

申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき

当社の業務の遂行上著しい支障があるなど、その他やむを得ない事由があるとき

3.前項の規定により、当社が契約の申込みを拒絶したときは、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知いたします

#### 第10条(契約の成立)

契約は、第6条の利用申込に対して、当社が申込者に対しメール・書面またはその他の方法で利用承諾書を発行したときに成立するものとします。

#### 第11条(利用開始日)

本サービスの利用開始日は、利用承諾書に記載した当社の定める利用開始日とします。

#### 第12条(契約者の名称の変更等)

1.契約者は、その契約者名、連絡先住所等、当社に対して届け出た事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知してください。

2.当社は、前項の届出事項変更の希望があった場合、第9条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱いません。

#### 第13条(付加機能の提供)

1.当社は契約者から申込があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより、付加機能を提供しません。

付加機能の提供を申込した契約者が料金表に定める料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあるとき

付加機能の提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき

2.当社は、その付加機能の利用の停止または廃止を行うことがあります。

## 第4章権利の譲渡及び承継等

### 第14条(権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、質入、その他の処分をすることはできません。

### 第15条(契約者の地位の承継)

- 1.相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から1ヶ月以内にその旨を当社に通知してください。
- 2.前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
- 3.当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。
- 4.当社は第1項の通知があったときは、第9条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

## 第5章契約の解除

### 第16条(当社が行う契約の解除)

- 1.当社は、第28条(提供の停止)に定める事由が発生した場合は、当社が本サービスの利用停止を行うか否かに関わらず、当該契約者との契約をただちに解除することができます。
- 2.前項の規定により契約が解除された場合、契約者は、その利用中に係る全ての債務と24条(割増金)に定める割増金及び第25条(遅延損害金)に定める遅延損害金を含めた残存債務の全額をただちに支払うものとします。ただし、これは、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げません。
- 3.当社は、第1項の規定により契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、契約者の所在が不明で通知できない場合や、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第17条(契約者が行う契約の解除)

- 1.契約者は、契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により解約を行おうとする日の1ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとします。
- 2.前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- 3.年間契約は、期間の途中で契約の解除をした場合、基本利用料の返金は致しません。

## 第6章料金等

### 第18条(料金の支払い等)

- 1.料金は、料金表に定めるところによります。料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。
- 2.本サービスの利用開始後、本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、次によります。

第28条(提供の停止)に定める提供の停止、第29条(提供の中止)に定める提供の中止があったときは、契約者は、その期間中の料金等の支払を要します

前号の規定によるほか、契約者は、第35条(責任の制限)の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の料金等の支払いを要します

- 3.当社は、支払いを要しないこととされた料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

### 第19条(料金の計算方法)

- 1.当社は、料金表に定める基本利用料、通話料及び付加機能利用料について、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定します。
- 2.初月の月額基本利用料は、サービスの利用開始日より次のようになります。

- 開始日が1日の場合、料金表に定める1ヶ月分の金額  
利用開始日が11日の場合、料金表に定める1ヶ月の基本利用料の30分の1に20日分掛けた金額  
利用開始日が21日の場合、料金表に定める1ヶ月の基本利用料の30分の1に10日分掛けた金額
- 3.年間基本利用料は、利用開始日から1年間を利用期間とします。
  - 4.付加機能利用料に関しては、利用開始日に関わらず月額で算定します。
  - 5.利用終了月は、日付がいずれであっても基本利用料及び付加機能利用料を全額請求します。
  - 6.利用終了月は、利用の第17条(契約者が行う契約の解除)に定める解除を行った日までの通話料を請求します。
  - 7.利用開始月の通話料は、利用開始日に関わらず、開通した時から発生した通話料を請求します。

#### 第20条(料金等の支払義務)

契約者は、契約者が本サービスに係る申込を行い、当社がこれを承諾したときは、手続きの実施前に契約を解除した場合であっても当該料金の支払を要します。

#### 第21条(料金の調定)

契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合における料金の額は、当該最低利用期間に対応する料金の額とします。

#### 第22条(料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し当社が定める方法にて料金を請求します。

#### 第23条(料金等の支払方法)

- 1.契約者は、料金を当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 2.前項の支払いに要する費用は、当社が別段の定めをしない限り、契約者が負担するものとします。

#### 第24条(割増金)

料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として料金とは別に支払うものとします。

#### 第25条(遅延損害金)

契約者は、料金等について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第26条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第27条(金額の端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第7章利用の制限・中止及び停止等

#### 第28条(提供の停止)

- 1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する事実が発覚した場合には、本サービスの提供を停止する

ことができます。

- (1) 料金、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 本サービスの利用に関して、契約者が以下のいずれかの事由に該当する事実が発覚したとき
    - 他の契約者または第三者もしくは当社の著作権を侵害する行為をしたとき
    - 他の契約者または第三者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為をしたとき
    - 他の契約者または第三者もしくは当社への誹謗、中傷する行為をしたとき
    - その他、他の契約者または第三者もしくは当社に不利益を与える行為をしたとき
    - 選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する場合、及び公職選挙法に抵触する行為をしたとき
    - 公序良俗に反する行為をしたとき
    - 「風俗営業等の規制及び適正化に関する法律」が規定する映像送信型性風俗特殊営業、またはそれに類似する行為をしたとき
    - 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為をしたとき
    - 犯罪的行為を誘発する行為をしたとき
    - 当社の承諾無く、本サービスの全部または一部を、第三者に提供したり、販売したこと。また、その準備を目的とした行為を行ったり、その準備のために機器を接続したとき
    - 本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において本サービスを利用したとき
    - 当社が指定した以外の IP 電話機等及び端末設備を使用したとき
    - 当社の承諾を得ずに本サービスに悪影響を与える IP 電話機等及び端末設備を接続したとき
  - (3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、またはこの約款の規定に違反する行為で、当社の業務遂行に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に通知します。ただし、契約者の所在が不明で通知できない場合や緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第29条(提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - 当社の電気通信設備等の保守上、工事上または設備の障害等やむを得ないとき
  - 第30条(通信利用の制限)の規定によるとき
  - 協定事業者が電気通信サービスの提供を中止、休止、停止、終了または制限することにより、当社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき
  - 官公庁からの規制・指導等によるとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、契約者の所在が不明で通知できない場合や緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第30条(通信利用の制限)

当社は、自らの責めに及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの進入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むがこれらに限定されないその他の非常事態の発生)により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合、若しくは接続が困難になるおそれがある場合には、公共の利益ないし緊急を要する通信を優先する為、本サービスの提供を制限しまたは中止する措置を取ることがあります。

#### 第31条(サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部の品目を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の既定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

## 第8章損害賠償等

### 第32条(通信秘密、個人情報の保護)

- 1.当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を保護し、また当社が本サービスの提供に伴い取得した個人情報は、契約者の同意を得た場合を除き、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用しかつ保存します。
- 2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3.当社は、契約者が第28条(提供の停止)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、必要な範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

### 第33条(情報の管理)

契約者は、本サービスを使用して受信し、または送信する情報については、当社または協定事業者の提供する本サービスの停止等による消失を防止するための措置をとるものとします。当社または協定事業者の提供する本サービスの停止等により契約者の情報が消失したため発生した損害について、当社は一切その責を負わないものとします。

### 第34条(利用に係る契約者の義務)

- 1.契約者は次のことを守っていただきます。
  - 当社が指定したIP電話機等のみを利用すること。
  - 当社が認めた場合を除いて、本サービスに悪影響を与える端末設備及びIP電話機等を接続しないこと。
  - 本サービスを利用するために必要なIP電話機等及び端末設備及び電気通信設備、通信回線、その他サービス利用に必要なすべての環境を自己の責任と負担をもって準備し、維持、管理すること。
- 2.契約者が、前項の規定に違反したために本サービスを利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。
- 3.契約者は、当社から発行・貸与された内線番号、着信番号及びパスワードを管理する責任を負います。当社の事前の許諾なく、内線番号、着信番号を第三者に貸与することはできません。パスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出てください。
- 4.契約者は、本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

### 第35条(責任の制限)

- 1.当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合、当社は、当社が約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、1ヶ月の基本利用料の30分の1に利用不能日数を乗じた額を限度として、その契約者の損害を賠償します。
- 2.協定事業者等の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当該協定事業者等から当社が受領した損害賠償の額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
- 3.前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、第1項に基づき算出された契約者への賠償金額の合計が当社が当該協定事業者等から受領する損害賠償額の合計を超える時の各契約者への賠償金額は、当社が当該協定事業者等から受領する損害賠償額の合計を前項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とし、当社の責任はこの限度に制限されるものとします。
- 4.契約者は、当社に対し損害賠償を請求しようとする場合には、速やかに(遅くとも、その事由が発生した日から90日以内に)、その旨を当社に通知するものとします。
- 5.当社サービスの特性上、当社が契約者に販売した物品及びソフトウェアにつき、ご利用済み分の返品はお受け致しません。また、物品に関する返品は、未使用時に限り商品到着後7日以内に送料お客さま負担にてお受け致します。また、物品が故障した場合で保証期間内の場合には、送料お客さま負担で弊社にお送りいただくこ

とで代替品を送料当社負担でお送り致します。

#### 第36条(免責事項)

- 1.第三者が、内線番号、着信番号及びパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について如何なる責任も負わないものとします。また、契約者は、自己の内線番号及びパスワードが不正に使用された場合でも、かかる不正使用に基づく本サービスの利用についての料金等を負担するものとします。
- 2.当社は、本サービスの完全な運用に努めますが、本サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は、第35条(責任の制限)に定める限度でのみ責任を負い、それ以外の責任は負いません。
- 3.当社は、本サービスに関する通信品質または接続の保証を一切行わないものとします。
- 4.当社は、契約者が本サービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。当社は、契約者が本サービスによって得る情報が不正確であったこと、完全でなかったこと、有用でなかったこと等によって契約者に生じた損害について賠償する責任を負いません。
- 5.当社は契約者が本サービスの使用によりいかなる情報を流通させるのか、第28条(提供の停止)に定める場合を除き、原則として関知しません。したがって、本サービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と負担において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。
- 6.当社は、業務の遂行上やむを得ない事由があるとき、契約者に割り当てた内線番号、着信番号を変更できるものとします。
- 7.当社は、本サービスの提供に関し、契約者に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。
- 8.契約者は本サービスの利用において、著作権法その他日本法を遵守するものとします。
- 9.本サービスの利用に関して、日本国内及び海外の法令、協定事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

#### 第37条(管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

この約款に関する準拠法は、日本法とします。

以上